

電力先物立会外取引に係る電力TOCOMウインドウ利用規約 (閲覧登録者版)

(目的)

第1条 本電力先物立会外取引に係る電力TOCOMウインドウ規約（閲覧登録者版）（以下「本規約」という。）は、株式会社東京商品取引所（以下「当社」という。）が提供する当社エネルギー市場（電力）の立会外取引における相手方の探索及び売買の合意形成を目的とした情報授受のためのプラットフォーム（以下「電力TOCOMウインドウ」という。）の利用にあたって遵守すべき事項を定める。

(適用)

第2条 本規約は、当社と次項に定める閲覧登録者との間の電力TOCOMウインドウの利用に係る一切の關係に適用する。

2 当社は、電力TOCOMウインドウを利用できる範囲により、登録者を以下のとおり区分する。

(1) 取引登録者

取引登録者とは、以下のいずれかの者のうち、電力TOCOMウインドウの取引登録を行った者をいう。

- ① 当社のエネルギー市場（電力）の市場取引参加者であって、株式会社日本証券クリアリング機構におけるエネルギー先物等清算資格を有する者
- ② 当社のエネルギー市場（電力）において電力先物取引の受託を行う受託取引参加者

(2) 閲覧登録者

閲覧登録者とは、以下のいずれかの者のうち、電力TOCOMウインドウの閲覧登録を行った者をいう。

- ① 当社のエネルギー市場（電力）の市場取引参加者（ただし、前号①に定める市場取引参加者を除く）
- ② 前号②に定める取引登録者である受託取引参加者の委託者

3 本規約および電力TOCOMウインドウ上において用いられる「注文」とは、商品先物取引法施行規則第101条第1項第7号における「注文」ではなく、前項第1号の取引登録者及び同項第2号の閲覧登録者の電力TOCOMウインドウ上における交渉条件の提示と当該交渉条件への合意の意思表示を意味するものとする。

(閲覧登録)

第3条 閲覧登録希望者は、電力TOCOMウインドウの利用にあたって、以下の手続

きに従って閲覧登録の申込手続きを行う。

- (1) 前条第2項第2号①の市場取引参加者は、当社に対して閲覧登録の申込手続きを行う。
- (2) 前条第2項第2号②の受託取引参加者の委託者は、自らが口座を開設し、電力TOCOMウインドウへの売買注文の代行入力（以下「注文代行入力」という）を依頼する受託取引参加者たる取引登録者（以下、「代行入力者」という。）を通じて閲覧登録の申込手続きを行う。
- (3) 閲覧登録の申込手続きを行う際には、次の事項を登録する。
 - ① 会社名
 - ② 住所
 - ③ 部署名
 - ④ 担当者
 - ⑤ 電話番号
 - ⑥ メールアドレス

2 閲覧登録希望者は、以下の項目に合意すること。

- (1) 電力TOCOMウインドウの利用目的は、当社のエネルギー市場（電力）において立会外取引を行うための相手方の探索及び売買の合意形成を図ること（以下、「ウインドウ取引」という。）であること。
- (2) ウインドウ取引は、自ら電力TOCOMウインドウに直接売買注文を入力して行うのではなく、前項第2号の代行入力者に注文代行入力を依頼し、これを受けて代行入力者が注文代行入力を行うことを通じて行うこと。
- (3) 代行入力者に依頼した注文代行入力の内容及びウインドウ取引の結果について責任を負うこと。
- (4) ウインドウ取引の成立後は、当社の定める諸規程に従って立会外取引を行うこと。
- (5) 電力TOCOMウインドウの利用に必要な機器や適合性のあるハードウェア、設備及びソフトウェアの手配・準備に責任を負うこと。
- (6) 閲覧登録の申込手続きの際に登録した事項に変更があった際、その都度、前項第1号又は第2号において申込手続きを行った当社又は代行入力者に申し出ること。
- (7) 代行入力者が当社のエネルギー市場（電力）の受託取引参加者資格を喪失したことにより、電力TOCOMウインドウの利用資格を喪失した場合、当該代行入力者の下での閲覧登録が失効すること。
- (8) 当社が、電力TOCOMウインドウを提供するにあたり、必要な範囲で本サービスに係る業務を外部に委託することについて同意すること。
- (9) 当社が、必要に応じて、閲覧登録者への予告なしに、いかなる時でも一時的もしくは永続的に、電力TOCOMウインドウに対する修正及び変更、メンテナンスサービスの施行、アップデートの実行、アップグレード、サービスの部分的廃止、中止、一時中断を実施できることについて同意すること。

- (10) 当社は、電力TOCOMウインドウの提供にあたってセキュリティ確保に最善を尽くす努力をするが、インターネット上のセキュリティの不確実性を考慮し、電力TOCOMウインドウの利用は閲覧登録者の責任であるということに同意すること。
- (11) 本規約に同意し、本規約に従って電力TOCOMウインドウを利用すること。
- 3 当社は、閲覧登録希望者から第1項の閲覧登録の申込みがあった場合、当該登録申込内容を確認の上、当社に備える管理簿に第1項第3号の事項を登録して、閲覧登録者のユーザーIDを作成し、これを付与する。ただし、閲覧登録の申込みが、代行入力者を通じてあった場合には、当該登録申込内容を確認の上、当社に備える管理簿に第1項第3号の事項を登録して、閲覧登録者のユーザーIDを作成し、代行入力者を通じて閲覧登録者に対してこれを付与する。
- 4 当社は、閲覧登録者に対し、電力TOCOMウインドウの利用に係る操作マニュアルのほか、電力TOCOMウインドウの利用にあたって当社が必要と認める情報を提供する。

(接続及び接続回線)

第4条 閲覧登録者が、電力TOCOMウインドウに接続する場合は、専用のアプリケーションによりインターネット回線を通じて接続することとする。

(ユーザーID及びパスワード)

第5条 本規約において使用されるユーザーIDとパスワードの定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) ユーザーID
登録者が、電力TOCOMウインドウを利用するにあたり、当社が付与するユーザーを識別するコードをいう。
- (2) パスワード
登録者が、電力TOCOMウインドウを利用するにあたり、自己を証明するコードをいう。
- 2 当社は、ユーザーIDとパスワードの組み合わせが登録者の登録情報と一致してログインされたときは、これらを登録している登録者による利用として取り扱う。
- 3 閲覧登録者は、ユーザーID及びパスワードを適切に管理しなければならない。
- 4 閲覧登録者は、いかなる場合にも、ユーザーID及びパスワードを、代行入力者たる取引登録者以外の第三者に開示してはならない。
- 5 当社は、電力TOCOMウインドウの構築その他業務上必要な場合に限り閲覧登録者のユーザーID及びパスワードを第三者に開示する権利を有する。
- 6 当社は、6か月以上ログインのないユーザーIDを削除する権利を有する。
- 7 当社は、ユーザーIDの不正利用の恐れがある場合、閲覧登録者のユーザーアカウ

ントを停止し、そのパスワードの変更を行うことができる。

- 8 パスワードの漏洩の恐れがある場合は、当社は、すべてのアカウントのパスワードを変更することができる。

(ウインドウ取引について)

第6条 電力TOCOMウインドウにおけるウインドウ取引については、次の各号に定めるもののほか、電力先物の立会外取引については、当社の諸規程に基づき行なうこととする。

(1) 取引時間

毎営業日の午前8時45分から午後4時45分

ただし、午前8時45分から午後3時15分までに成立したウインドウ取引は、当日午後4時までに当日計算区域（日中立会）の取引として立会外取引の申出を行い、午後3時15分を超えて午後4時45分までに成立したウインドウ取引は、翌計算区域（夜間立会）の取引として立会外取引の申出を行う。

(2) 取引対象銘柄

電力TOCOMウインドウ上の表示	対応する当社電力先物取引
東ベース/ East BL	東エリア・ベースロード電力
東日中/ East PL	東エリア・日中ロード電力
西ベース/ West BL	西エリア・ベースロード電力
西日中/ West PL	西エリア・日中ロード電力
スプレッド取引 〔上記4銘柄のいずれか〕－〔上記4銘柄のいずれか〕 ただし、いずれも同限月間のスプレッド取引とする	

(3) 取引対象限月

取引日において当社エネルギー市場（電力）で取引可能な、前号に掲げる各商品の各限月または、これら限月の組み合わせによる期間（以下「期間物」という。）

(4) 取引の表示価格

1kWh 当たり 0.01 円刻み

(5) 取引の単位

高さ 100kW を最小単位として、登録者が任意に指定する高さ (kW)

(6) 立会外取引の申出

電力TOCOMウインドウ上での取引の合意に基づく当社電力先物の立会外取引の申出にあたっては、次の事項に留意することとする。

イ. 数量

電力TOCOMウインドウ上で合意した高さ (kW) を当社電力先物の取引単位における高さ (100kW) で除することにより、申出枚数を求める。

ロ. 価格

電力TOCOMウインドウ上で合意した価格を対象となる限月の合意価格として申出を行う。第3号に定める期間物の場合は、原則として、対象となる全ての限月について電力TOCOMウインドウ上で合意が得られた単一の価格を合意価格としての申出を行う。ただし、売買当事者間の合意により、月間歴日数又は月間営業日数を考慮して限月ごとに異なる価格を用いて算出した加重平均価格が当該単一価格に一致する限りにおいて当該限月ごとに異なる価格で申出することは妨げられない。第2号に定めるスプレッド取引の場合は、電力先物の各銘柄の取引単位を考慮して算出したスプレッド価格と合意したスプレッド価格が一致する限りにおいて、売買当事者の合意した各銘柄の価格を合意価格として立会外取引の申出を行う。

例1：東ベース期間物（2020年7月～2020年9月）のウインドウ取引と申出内容

電力TOCOMウインドウ上の売買合意内容				電力先物立会外取引申出内容
銘柄	限月・期間	価格	高さ	
東ベース / East BL	2020年7月～	10.00円	1,000kW	東エリア・ベースロード電力 7月限 10.00円/kWh 10枚
	2020年9月	/kWh		8月限 10.00円/kWh 10枚
				9月限 10.00円/kWh 10枚

例2：エリア間値差（東ベース～西ベース 2020年7月）のウインドウ取引と申出内容

電力TOCOMウインドウ上の売買合意内容				電力先物立会外取引申出内容
銘柄	限月・期間	価格	高さ	
東ベース～ 西ベース /EastBL～ West BL	2020年7月	1.00円 /kWh	1,000kW	東エリア・ベースロード電力 7月限（取引単位 74,400kWh） 10.00円/kWh 10枚 西エリア・ベースロード電力 7月限（取引単位 74,400kWh） 9.00円/kWh 10枚

（ウインドウ取引の成立について）

- 第7条** 電力TOCOMウインドウ上でウインドウ取引が成立した場合、電力TOCOMウインドウ上に表示された取引の個別条件に基づき、当社エネルギー市場（電力）の立会外取引の申出を行うことについて取引登録者間で合意が得られたものとする。
- 2 合意当事者となった取引登録者は、当社が当該取引の合意に基づき発行する「合意内容確認書」に基づき、当該合意が成立した日の当社の立会外取引受付時間中に、当社の定める諸規程に従って当社に対して立会外取引の申出を行い、当社が受け付けることで立会外取引の売買約定が成立する。このとき、取引登録者は、電力TOCOMウインドウ上に表示される取引の高さ（kW）と当社電力先物取引の取引単位

における高さ（100kW）の違いに留意し、当社電力先物取引の取引単位に換算して立会外取引の売買枚数の申出を行う。

- 3 閲覧登録者の注文代行入力分についてウインドウ取引が成立した場合、代行入力者は、当社に対して当該閲覧登録者の委託注文として当社エネルギー市場（電力）の立会外取引の申出を行う。
- 4 代行入力者は、当社に対して前項に係る立会外取引の申出を行う前に、当該申出内容について、注文代行入力を指示した閲覧登録者に確認して承認を得なければならない。
- 5 当社の取引規程に基づき、立会外取引の申出が受け付けられなかった場合、電力TOCOMウインドウ上でのウインドウ取引の成立は無効とする。
- 6 当社は電力TOCOMウインドウ上でのウインドウ取引又はウインドウ取引に関連して生じるクレームや紛争に対して一切責任を負わないものとする。

（電力TOCOMウインドウ利用料について）

第8条 閲覧登録者は、電力TOCOMウインドウ上におけるウインドウ取引の成立に基づく立会外取引が成立した場合、代行入力者の定める電力TOCOMウインドウ利用料（以下「利用料」という。）を、代行入力者が定める日までに、代行入力者が指定した方法で、代行入力者に支払わなければならない。ただし、前条第5項に基づき、ウインドウ取引が無効となった場合は、利用料の支払い義務は発生しない。

（禁止行為）

第9条 閲覧登録者は、電力TOCOMウインドウの利用にあたり、以下の行為をしてはならない。

- (1) 本規約に規定する用途以外の目的で電力TOCOMウインドウを利用する行為
- (2) 法令又は公序良俗に違反する行為
- (3) 犯罪行為に関連する行為
- (4) 当社のサーバー又はネットワークの機能を破壊したり、又は妨害したりする行為
- (5) 他のユーザーに関する個人情報等を収集又は蓄積する行為
- (6) 電力TOCOMウインドウで得た情報を窃用する行為
- (7) 他のユーザーになりすます行為
- (8) 前各号に定めるもののほか、電力TOCOMウインドウの運営に支障を及ぼす行為又はそのおそれのある行為

（利用の制限）

第10条 当社は、次の各号のいずれかに該当した場合、閲覧登録者の電力TOCOMウインドウの利用の全部又は一部についてこれを制限することができる。

- (1) 電力TOCOMウインドウに係るサーバー又はネットワークの保守点検又は更新

を行う場合

- (2) 閲覧登録者の自社システムに異常が見られ、当該閲覧登録者が電力TOCOMウインドウを利用する、又は電力TOCOMウインドウに接続することにより他のユーザーに影響が及ぶおそれがある場合
- (3) 保存データ量がサーバーの容量を超えるおそれがある場合
- (4) ネットワークに輻輳等が生じ、サーバーへのアクセスができない場合
- (5) 電力TOCOMウインドウに障害が発生した場合
- (6) 天災地変、停電その他の非常事態が発生、又は発生するおそれがある場合
- (7) その他当社が閲覧登録者の電力TOCOMウインドウの利用を停止する必要があると判断したとき

(利用の停止又は終了)

第11条 閲覧登録者が、電力TOCOMウインドウの利用を終了する場合、すみやかに当社又は代行入力者に対して閲覧登録解除を申し出なければならない。

- 2 当社は、1月前までに閲覧登録者に対し書面をもって通知することにより、電力TOCOMウインドウの提供を終了することができる。
- 3 当社は、閲覧登録者が本規約を遵守していないと判断した場合、当該閲覧登録者に事前に通知することなく電力TOCOMウインドウの全部又は一部の提供を停止又は終了することができる。

(反社会的勢力の排除)

第12条 閲覧登録者は、電力TOCOMウインドウの登録手続き時点において、自社（自社の役員又は実質的に経営に関与する者を含む。）が、反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者をいう。以下同じ。）に該当しないこと及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約しなければならない。

- (1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
- (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
- (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- (5) 役員又は実質的に経営に関与する者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること

(個人情報取扱)

第13条 当社は、第3条に基づき当社が取得した氏名及びメールアドレス等の個人情報は、当社が別途定めるプライバシーポリシーに従って取扱い、電力TOCOMウインドウの提供に係る業務遂行のみのために使用し、法令に基づく場合を除き、本人の同意を得ることなく第三者に開示、提供しないものとする。

(報告)

第14条 閲覧登録者は、電力TOCOMウインドウの利用において、自社システムを含む何らかの異常を発見したときは、速やかに当社に報告しなければならない。

(権利帰属)

第15条 電力TOCOMウインドウに係る一切の権利は当社及び当該開発ベンダーに帰属し、閲覧登録者はこれを侵害してはならない。

(譲渡禁止等)

第16条 閲覧登録者は、本規約上の地位並びに権利及び義務を第三者に対して承継、譲渡、担保提供等してはならない。

(免責)

第17条 当社は、以下から生じたいかなる閲覧登録者の損害も賠償する責めを負わない。

- (1) 電力TOCOMウインドウを通じて提供された情報の信頼性による損害
- (2) 権限のないアクセスによる登録者の取引データの削除及び変更、当社が閲覧登録者の取引データを保管する上で不具合が生じた場合の損害
- (3) 電力TOCOMウインドウにおけるいかなるシステム、サーバーの接続障害、エラー、遮断、送受信の遅延又はコンピューターウイルスによる損害
- (4) 電力TOCOMウインドウ上のウインドウ取引の中断及び停止による損害

2 当社は、電力TOCOMウインドウを利用した登録者間の争いに一切関与しない。

(本規約の変更)

第18条 当社は、必要があると認めた場合、本規約を変更することができる。この場合において、閲覧登録者は変更後の本規約に従わなければならない。

(優先言語)

第19条 本規約は、日本語以外の言語に翻訳することができるが、翻訳版は参考訳と

し、日本語版と翻訳版の解釈に齟齬が生じたときは日本語の本規約が優先する。なお、当社は本規約の翻訳に係る費用は一切負担しない。

附則

本規約は、2020年2月21日に施行する。

附則

第2条（適用）の変更規定は、2020年7月27日に施行する。